

- 1 件 名 平成29年度第1回古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会
- 2 日 時 平成29年5月18日(木) 13時30分～15時30分
- 3 場 所 市役所 第1庁舎 第2委員会室
- 4 出席委員 中村委員、萩委員、小牧委員、渡邊委員
- 5 事務局 柴田総務課長、総務課政策法務係(澤木、大砂、玖島、南正覚)
- 6 説明者 牟田口農林振興課長、農林振興課農政係(進、三原)
財政課情報管理係(渋田)
- 7 傍聴者 なし
- 8 内 容
 - ① 会長の互選及び職務代理者の指名
 - ② 会議の公開について
 - ③ 諮問 農地情報公開システム整備事業に伴うオンライン結合について
 - ④ 平成28年度古賀市情報公開制度運用状況報告について
 - ⑤ 平成28年度古賀市個人情報保護制度運用状況報告について

9 会議概要

事務局 (挨拶)

(会長を中村委員、職務代理者を萩委員に決定)

会 長 諮問の農地情報公開システム整備事業に伴うオンライン結合について、事務局から説明をお願いします。

説明者 (挨拶)

説明者 別紙1資料の説明に入る前に、このシステムの概要について簡単に説明する。

この農地情報公開システム整備事業は、農地の集積・集約化を進めるため国が平成25年度から進めている事業である。これまで全国農業会議所が主体となり、この事業を推進してきており、平成26年度の農地法改正により、第1段階として、農地の貸し借りの意向の情報をインターネット上に公開する運用が開始され、続いて第2段階として、平成28年度の農業委員会等に関する法律の改正により、各農業委員会が整備している農地台帳の情報を農地情報公開システムで一元管理し、全国農業会議所、県農業会議、福岡県及び市町村、農地中間管理機構において情報を共有することとなった。

運用については、平成29年度から開始されるものであり、古賀市では、7月以降の運用開始で現在事務を進めている。

別紙1の説明をする。1ページをお願いします。このシステムの目的についてだが、この農地情報公開システム整備事業は、農地の集積、集約化を進めるため、国が平成25年度から進めている事業で、大きく3つの目的がある。1つは、各自治体で整備をしている農地台帳システムを全国一元化することである。次に、農地法・農業委員会法に定められている県、市、農地中間管理機構などの行政及び関係機関に対し、農地情報を提供できるようにすることである。最後に、農地台帳の中の公表項目につい

て、インターネットを利用し広く一般国民に公開することである。

次に2ページをお願いする。①で、既存の農地台帳システムから個人情報を含むすべての土地のデータが非公開用領域の中の各農業委員会等利用システムに、LGWAN 回線を通じて移行される。移行されたデータは LGWAN 回線を通じて検索と閲覧ができるとともに、農業委員会が LGWAN 回線を通じて、登録と更新ができるシステムとなっている。それから、各農業委員会等利用システムから同じ非公開領域にある格納システムへ個人情報を含む農地情報のみを転送する。ここは農地中間管理機構や全国農業会議所と県の農業会議で構成されている農業委員会ネットワーク機構が、専用回線を通じて検索閲覧できるシステムとなっている。

その次に、右の公開用領域の中の公開前確認システムに、非公開領域の格納システムの農地情報のうち、個人情報を含まない公表項目のみを転送し、確認を行った上で、インターネットの全国農地ナビで公表する流れとなる。公表する項目については地番、地目、面積、農地所有者の貸したい意向などとなる。

3ページから4ページにかけては、これまでの本事業の経過と予定を記載している。なおこの資料については、平成28年11月時点のものであるので、現在はすべて事業は実施済みとなっている。経過については、平成25年度に国がシステム開発に着手しており、平成26年4月の農地法改正により、農地台帳の公表義務が示されていることから、平成27年7月から、第1段階として、全国農地ナビが稼働を開始している。続いて平成28年4月に農業委員会法が改正されており、第2段階として、現在各自治体にある農地台帳システムを全国一元化する事業を開始し、平成28年度内に事業が完了し、平成29年4月から完全稼働している。

5ページをお願いする。こちらはオンライン結合による個人情報の外部提供についての資料である。提供する個人情報は農地の所有者に関する、住所氏名、生年月日、性別、世帯委員構成、その他は農地情報全般となる。公益性については、各農業委員会で整備をしている農地台帳システムを全国一元化することで、農地の集積、集約化及び事務の効率化が図られるとともに、農地行政のスムーズな推進がなされることになる。

住民サービスの視点としては、インターネットにより所有者の貸したい意向などの情報をオンラインで随時更新することにより、時間帯や場所を選ばずに全国規模で農地に関する最新情報を検索できるようになることにより、農業委員会の窓口に来庁する等の必要がなくなり、住民サービスの向上につながる。

6ページをお願いする。農地情報公開システムの責任分界についてであるが、農業委員会の責任を範囲としては、利用者と書かれている太枠の中のみとなり、それから右の範囲については、提供者である全国農業会議所、システムの運用保守をする事業者となる。

7ページから9ページにかけては法的根拠を記載している。まず①について、農地台帳システムの全国一元化は改正農業委員会法第51条、②関係機関への情報提供に

については、農地法第51条の2、及び改正農業委員会法第52条、③インターネットを利用した公表項目の公開については、農地法第52号条の2及び3にそれぞれ示されている。

10ページをお願いします。セキュリティ対策としては、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準に準拠していることを説明している。また、個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律第2条第1項に準拠する。個人情報の取り扱いについては、このシステムの運用に係る法令である農地法の運用の中で、農地情報の公表は、各自治体が定める個人情報保護条例に係らず必ず行わなければならないと示されている。

11ページから12ページは情報セキュリティ対策についてである。

13ページをお願いします。個人情報の取り扱いについてである。住基固定突合アプリで取り扱いを行うが、これらについても行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき運用する。

14ページから15ページについては参考資料として、国の資料を抜粋したものを添付している。説明は以上であるが、今回実施機関以外にオンライン結合によりに提供する農地台帳情報の中に、個人情報が含まれていることから、古賀市個人情報保護条例第9条に基づき、ご審議をいただくものである。

会長 古賀市の個人情報保護条例第9条によると、実施機関は通信回線を用いた電子計算機の結合により、これをオンライン結合というが、それにより個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。1号、法令等に定めがあるとき、2号、前号で掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聞いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認めるときという規定がある。今回はこの9条の2号に基づいて、諮問が行われたということになる。したがって、今回のオンライン結合につき、公益上必要があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると判断できるかどうか、といったところをご審議いただきたい。

現時点で古賀市の農業委員会には、農地台帳システムというものが整備されていて、この農地台帳システムデータを個人情報まで含めて、各農業委員会等利用システムにデータを移行するというので、これは全国の農業委員会等から検索閲覧ができるということか。

さらにそのデータのうち、地番地目等の公表項目のみを公開用領域に転送して、その公開用領域に転送された分の情報については、一般の利用者も多く検索閲覧インターネットを通じて検索閲覧することができるというシステムということか。

幾つかの根拠法令が説明でも上げられていたが、その根拠法令というのは、オンライン結合までを求めるものではない、ということ間違いのないのか。

説明者 法的根拠の7ページであるが、農業委員会法第51条に、機構が農地に関する情報の提供を求めたときは、機構に対し、当該情報の提供を行わなければならないとある。

その手段としてオンライン結合というところまでの記載はされていないということである。しかし、情報は提供しなければならないということになっていることから、今回オンライン結合により情報提供するということになる。

会 長 提供するというところまでは法令で規定されているというわけであるが、それを例えば紙ベースで提供するか、あるいはCD-ROMで提供するか、どういう形でも構わないが、利便性を考えてオンライン結合によって提供できるようにしたいということである。オンライン結合については法令等を求められているわけではないのでその部分に関して第9条第2号に基づいて、この審議会での諮問を経た上でなければできない仕組みになっているということである。

農業委員会から各農業委員会等利用システムにデータを移行する際、まず、現在のシステム上のデータを移行されるが、その後古賀市農業委員会のシステム上のデータは、定期的に更新がなされるのか。あるいは随時更新がなされるのか。

説明者 農業委員会が所有している農地に関する情報の更新のタイミングは、毎月の農業委員会において、農地の所有権や、農地の地目、面積、農業経営基盤強化促進法に基づく貸し借りとか土地の所有者、地目、耕作する者の名前が変わったり等、法律に基づいて毎月農業委員会の意思決定によって変わるタイミングがあるということでご理解をいただきたい。

会 長 そうすると月一回変わるタイミングがあるということか。変更があった場合は、その変更はこちらの利用システムのほうに自動的に反映されることになるのか、あるいはこちらで何か更新のための作業が1ステップあって更新されることなのか。

説明者 自動的に変わるということではない。各農業委員会が持っている情報を先ほどのタイミングで農業委員会からアクションを起こす必要があるので、農業委員会が更新をし、第1段階の全国農地ナビの中の中身が変わっていくという形になる。

委 員 2ページのシステムの構成というところであるが、農業委員会等がLGWAN回線で更新を行ってその後データ転送というのが合計で3回行われるのだが、その都度農業委員会で行われるのか、それとも最初の登録の時点で全部データが飛んでしまうのか。

説明者 データの転送は、更新の頻度ということになる。システム自体の開発運用保守については全国農業会議所が実施をしているので、そのデータの更新の頻度に合わせて、随時転送していくということになる。したがって、農業委員会がデータの転送を行うということではない。

会 長 ①の段階があれば、そこから先のデータ転送は自動的に全部行ってしまうのか、それとも間あいで別の作業をはさみながら転送されるのか。

説明者 更新したデータは農業委員会等利用システムに反映され、こちらの非公開用領域から先の公開用領域までは、開発運用保守をしている全国農業会議所の方でデータ転送を行うという流れとなる。

委 員 データ転送を行うというのは人の手が介在するということか。1番最初の質問から考えると、農業委員会等利用システムが更新されたのと同時にリアルタイムで残りの

システムも全部が更新されるという主旨だったと思うのだが、その点についてはどうか。

説明者 最初の段階で農業委員会がデータを更新した際に、すべてこのデータ転送が同時に行われるかどうかというところのお話だと思うが、決してここが同時に行われてくるということではなくて、一度各農業委員会等利用システムにデータが反映された後に、格納システムのほうに農地データだけを移行し、その更新された農地データだけが反映されるということになる。そして公開前確認システムのほうにデータが転送され、ここで公開していいかどうかのチェックが入る。それから最終的に全国農地ナビの方に反映されるという流れとなる。なので、段階を追って更新をされていくということになる。

委員 転送していいものかどうかを確認するということが、確認作業によって、公表項目が変わったりすることはないのか。今、確認作業があるというお話だったので。

説明者 公表項目自体が変わることはない。項目自体は変わることはないが、公開できる内容かどうかの確認作業は入るということになる。

委員 公開前確認システムというのが自動的に行われるのか。それとも農業委員会ネットワーク機構等の人の手でチェックがされるのか。

説明者 公開前確認システムにつきましては機械的に自動で行うということではない。全国農業会議所が、この内容について確認を行うということになる。

委員 データ転送（公表項目のみ）というところでまずこの内容についてチェックをするということだが、そのあとにさらに公開前確認システムで人の手を介して公開していいかどうか確認するということか。基本的には各農業委員会等利用システムが更新されたタイミングでリアルタイムで変わっていくと思っていたので、確認確認という言葉が何か所も出てきたので、それはどういうタイミングでどういうことを確認するのかがよくわからないのだが。もう既にデータ転送されるのは公表項目のみというのが分かっているのに、その後何を確認するのか。

会長 おそらく膨大な量のデータであるから、一件一件を目視で確認するというのは物理的に不可能じゃないかと思うので、こういった形の確認が入るのかということで、いかがか。

説明者 項目についても決まっているし、数も膨大だということで、その中身自体の確認ということではないと思う。データの転送がきちんとされているかどうかという確認はこちらの運用をしている全国農業会議所ですということになる。

会長 具体的に分からないということか。

説明者 細かい手順までは示されていないので、そこまでは把握できていない。県の農業会議のほうに確認したところ、作業の進捗管理的なものはきちんとやっていくということを知っている。

会長 県の農業会議の中で、適切に行われるということ以上のことはこちらでは具体的に把握できないということ。責任分界の説明があったが、そちらの内部のネットワーク

機構や農業会議等の中で何らかのセキュリティ上のリスクが発生したという場合に関しては、古賀市農業委員会は責任を負わないということなのか。利用システムの登録更新のリスクのみ負うという分け方になっているということでしょうか。

説明者 古賀市農業委員会を含む全国の農業委員会がやるべきところは、この別紙2ページの左のまず①であるとか、先ほどのタイミングで、農地にあるその情報を所有者、田畑が例えば宅地になるというところも一つの情報であるが、そういったことを更新していく作業である。その情報を提供した先は、国のセキュリティに基づいてしっかりと運用をしていくという認識で、かつ、農業委員会法の第51条に基づいて我々も運用を国のやり方に沿って情報提供していくということが目的である。そのようなところでご理解をいただきたい。

会長 結局オンライン結合しなかったとしても、情報自体は提供しなければいけないわけである。その提供された後の情報の管理についてデータ転送も含めて、信用するしかない、古賀市農業委員会としては情報提供は法令で決まっているので、セキュリティを守ってもらうしかないというわけであるか。

古賀市の農業委員会にとって情報提供することによってどのようなメリットがあるのか、広く市民にとってのメリットをとるところをもう少し具体的に教えていただきたい。

説明者 この農地情報公開システム整備事業によって、古賀市農業委員会や市民の方にとってどのようなメリットがあるのかというところを、農業を取り巻く状況も入れてお話しさせていただきたい。今の農業を取り巻く情勢が非常に厳しくなっておることはご存じかと思う。農業従事者の方も我々と同様に年齢を重ねていっている。古賀市の農業従事者の平均年齢も非常に高いという状況の中、それに加え、担い手不足がある。ただ、農地を誰が守っていくのかというやはり、農業従事者の方が一生懸命守っていくというところで、農業従事者の高齢化や減少に伴って、耕作放棄地がたくさん増えていくという状況を何とか歯止めをかけて、これから農業をしたいと思われる住民の方や全国でそう考えている方に速やかに耕作できる農地を提供できる情報を、インターネットの環境の中で、全国農地ナビというものを使いながら見ていただき、そこで農作業していただくというところで、農業政策にとって非常に大きなメリットになっていくのかなと思っている。速やかに結果が出るということではなくても、まずは情報公開をして、1人でも多くの方に農地を耕作していただくと、耕作放棄地、また耕作放棄地であるごみが捨てられる、あるいはそのごみに引火して火災が起きるなど色々な悪影響を及ぼす可能性もあるので、そのようなことを未然に防げるのかなというようにも考えている。

会長 現在は独立した形で農地台帳システムというのを持っているのだが、これは農業委員会が独自に保守管理をやっているのか。そうするとコスト面で、独自に管理していくよりも、オンライン結合して情報提供していく方がいいのか。それともコスト面ではさほど変わらないのか。

説明者 国が進める農地情報公開システム整備事業については、全国農業委員会でこの取り組みを一元化していこうということで国が取り組んでいて、国が約15億の予算計上をして、平成29年4月に一斉稼働するものである。先ほどご指摘いただいたとおり、独自で農業委員会が持っている農地台帳システムの維持管理は毎年経費はかかっているところである。データを提供する元データということになるので、その維持管理費は別途予算計上して更新の際データを格納していくということになる。

会長 台帳システムを丸ごと移管するというのではなくて、その保守管理は継続的に続けていかなければならないということになるわけであるか。

委員 4月から稼働ということで、すでにデータの移管はされているということか。

説明者 まずこの農地情報公開システム整備事業なるものが二つの段階の立てつけになっている。第1段階と第2段階である。第1段階については、個人情報を含まない土地の状況、田畑、借り手がいるかどうか、土地の所有者の意向等、個人情報を含まない形で、もう既に全国農地ナビでインターネット上にある。今回第2段階として審議会のご意見を頂戴した上で、市としては29年7月稼働に向けて、今準備を進めているところである。よってまだオンライン結合による情報提供はしていないということである。

委員 提供される場合には、そのLGWAN回線を使われるということで、信頼がある回線ということで思っているのか。そしてそのときは個人情報もう既に、農地中間管理機構に渡すので、それ以降のことはもう農業委員会の手を離れられるということか。

説明者 はい、ご指摘のとおりであるが、資料1の2ページのところで、古賀市農業委員会が関連するところは左側の部分であり、責任が古賀市にはないと申し上げているようではあるが、あとは政府によるセキュリティがしっかり保たれているという理解のもと、この事業に古賀市農業委員会も取り組んでまいりたいと考えている。

会長 公益性の必要があるかどうかと、セキュリティの十分な措置が講じられているかどうか、というのが主要な観点になるが、セキュリティに関しては、LGWAN回線を利用するというので、外部からはアクセスできない、自治体だけが利用できるという回線ということであったので、セキュリティ対策をして必要な部分が講じられているだろうと考えられる。また公益性という点で先ほどご説明いただいたように、古賀市の耕作放棄地に関して、積極的な利活用を促すということで、そこに生じるさまざまな問題を解決していこうという目的が掲げられている。

委員 公益上の必要と、個人情報保護のために必要な措置が講じられている、というのがポイントだと思うが、運用上の部分で、実施機関は、オンライン結合の開始を決定したときには、規則、要綱で実施手順を設定しているとか、セキュリティ対策基準もきちんと設定されていると理解しているのか。

会長 古賀市個人情報保護制度事務の手引きの34ページに、実施機関は、オンライン結合の開始を決定したときは、規則、要綱、実施手順、セキュリティ対策基準、非常時セキュリティ対策基準等の制定等をし、オンライン結合について必要な事項を明らか

にしておかなければならない、とあるが。

説明者 古賀市独自のセキュリティ対策として、セキュリティの基本方針と、セキュリティの対策基準という二つの規則を定めている。古賀市の二つの基準に基づいて、市のセキュリティ対策を実施しているところである。

会長 それはそのままオンライン結合にも適用されていくということか。オンライン結合用のというわけではなく、一般的なそのような基準があるということか。

説明者 二つの基準というのはオンライン結合専用というわけではない。全体的なセキュリティの規準について定めたものとなっている。

委員 我々は個別具体的に確認ができるわけではないので、我々審議会の委員としては、公益上の必要については確認したし、あともう1点である個人情報の保護のための必要な措置は講じられていることは間違いのないということで理解していいのか。要綱等はきちんと措置をされているということでもいいのか。

説明者 はい、そのように認識をしているところである。

会長 具体的には別紙1の6ページ責任分界に関する資料で、利用者の責任となるセキュリティ事故というのが、農業委員会の責任にかかる部分かと思うが、セキュリティ事故例としてその端末におけるウイルス対策ソフトのバージョンアップ対応漏れによる情報漏えいであるとか、あるいは、ログイン情報が推測されることによる不正なログインが生じたりなど、そうした事例が想定されているが、これをきちんと予防するだけのセキュリティ対策基準が講じられて運用されていると理解してよいのか。

説明者 古賀市も職員ごとにシステム利用するためのIDとパスワードを設けている。あとはソフトウェアの修正情報が出たら速やかにそれを適応する。ウイルス対策ソフトを導入してその対策をしている。きちんとした対策はやっていると思っている。

会長 因みに、他の自治体の接続状況というのはどんな感じなのか。

説明者 農地情報公開システムの導入については、古賀市は個人情報の取り扱いということで、非常に慎重な決断をしていかなければならないということもあり、周辺自治体と意見交換している。他の自治体については、すでに現在第2段階まで取り組んでいる自治体も非常に多くあり、この周辺でいくと、古賀市は1番最後くらいの取り組みではなかろうかと理解をしている。

会長 先行する周辺自治体の動向等も確認しながら、慎重に進めてきているということか。だから7月下旬というやや遅れての実施予定ということか。もう既に結合されている自治体もあるわけだが、その情報や、特に何か問題が起きたとか起きていないとかの確認もされているのか。

説明者 それぞれ農業委員会が持つ農家台帳システムと、今回の情報公開システムに移行するやり方等色々違うので、その環境を整えるという十分な時間も古賀市の場合要したというところでの遅れの話もある。問題が起こっているかというところの話であるが、今のところそのような話は聞いていない。ただ、個人情報取り扱うというところで、やはり十分な配慮をしながら、先ほどの目的や公益性の実現に向けて取り組んで

いく必要があると思っているところである。

委員 もし農地所有者の方が公開希望しない場合は、対応はあるのか。

説明者 この事業が2段階ということで、例えば農地を借りる側と貸す側、買う側と売る側とのマッチングを最終的に求めていかなければならないと思っている。日ごろの業務の中で、借りたいけど貸してくれないというような場面が多々あっている。それぞれの意向が合致しないことには、たとえいい事業であっても出口がなかなか見つからないという状況である。うまく意向をマッチングさせて色々な事業がうまくいくような形になろうかと思っている。

会長 所有者には、公開しないでくれという選択権はないということか。

説明者 各農地法施行規則や農地法運用についての制定についてのところで、基本的にはインターネットその他の利用により、公表すべき事項については、公表すると定められている。公表する項目については個人情報には当然含まれていないので、所有者から承諾を得るとか、その確認については定められてないというところになる。

委員 2ページの公開システムのときに、インターネットによる農地情報の検索と閲覧で、地番とか地区面積とか、あと貸したい理由っていうのも言っていたが、それは別に貸したくなくても載るのか。

説明者 農地に関する貸したい意向ということになるが、貸したいという回答があった分については、貸すことを希望されているという表記になるし、特段そのような希望をされない場合は、農地に対する意向の表明なし、という表記となる。

委員 土地の所有者の方と借りたい方の最終的な確認というのは、当事者同士で行われるのか。それともどなたかが契約等マッチングのために仲介に入るのか。

説明者 全国農地ナビを見られた方が、ここの農地を借りたいという意向があって、農業委員会にご相談に来られたりとか、農地中間管理機構が貸し借りの間に入ったりするので、そちらにインターネットで確認をされたりということはあるかと思う。直接当事者がやりとりをすることはしない。どちらかに連絡が入って、それから事務手続を進めていくという流れとなる。

会長 これから審議に入るので、担当課の方は席を外してもらいたい。

(説明者退席)

会長 以上の説明を踏まえ、条例第9条第2号に基づき、オンライン結合が妥当であるかどうかご意見を頂戴したい。

委員 公益上の必要要件に関しては満たしているのではないかと思う。個人情報保護のための必要な措置というところに関してその規定を見てはいないので、それが万全であるという発言を信じた上ではあるのだが、そうであれば、法整備も整っているというところでのいいのではないかと思う。ただ、オンライン結合が増えてくると、それ用のものが今後必要になってくるのかなとも思う。

委員 公益上の必要性や今後の農地の発展、日本の農政から考えても必要だというのは認められる。セキュリティ保護のための必要な措置について、システム的なところは個

別具体的に説明いただくことは実際無理であるから、担当の方できちんとされていると信じる部分しかないと思うので、問題ないと思う。あと、個人情報保護のためにと
いう部分であるが、個人情報そのものが公開領域には転送されないということもきち
んと言われていたの、その点でも十分担保されているのではないかと思う。

委員 特にありません。

会長 当審議会としては、オンライン結合について、妥当とするという形で結論をしたい
と思う。今後オンライン結合が増えていくと思うので、何かセキュリティ基準等を再
整備する必要があるれば、速やかに整備を検討していただきたいというような形で付言
をしておこうと思う。

それでは、2点目として、平成28年度古賀市情報公開制度運用状況の報告につい
て事務局から説明をお願いします。

事務局 平成28年度情報公開制度の運用状況報告をする。市政情報の開示請求件数は延べ
27件になっており、開示請求者の内訳は、市内8件、市外19件。市内からの請求
のうち6件が個人、2件が団体からのものであり、市外からの請求は4件が個人、
15件が団体からのものとなっている。また、情報公開を行っている実施機関別の開
示請求件数では、市長18件、教育委員会9件であり、他の実施機関には開示請求は
なされていない。

開示請求に対する決定の状況は全部開示が6件、部分開示が19件、不開示が2件。
不開示理由の内訳としては、重複しているものもあるが、個人に関する情報が19件、
法人に関する情報が8件、不存在によるものが5件となっている。また不開示理由の
内訳は不存在によるものが2件となっている。なお、これらの決定に対する不服申し
立てはなされていない。

詳しい件数や、内容については、2ページ以降につけてあるのでご覧いただきたい。

会長 4ページ以降に詳細一覧表があるので、こちらをご確認いただき、何か疑問点等出
していただきたい。

事務局 補足説明をする。今まで、法人情報ということで、保険証券に印字されている法人
の印鑑を一律塗っていたのだが、年度の途中から、保険証券に印字されているとい
うことは、相当多数のところに配るという前提でつくられているのではないだろうかと
いうところで、印字されているものについては、不開示としないというような取り扱
いに変更している。したがって、年度の途中から、法人の印鑑の印影は塗らないとい
う運用に変わっている。

会長 いわゆるもう既に広く知られている情報についてはあえて非公開としないという運
用に変更しているというわけであるか。

適切に運用されているというふうに判断してよろしいかと思う。続いて、平成28
年度古賀市個人情報保護制度の運用状況報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局 平成28年度古賀市個人情報保護制度運用状況報告する。個人情報の開示請求は延
べ11件となっている。個人情報保護制度の実施機関別の開示請求件数は、市長10

件、教育委員会1件であり、その他の実施機関に対しては、開示請求はなされていない。開示請求に対する決定の状況は、全部開示が4件、部分開示が6件、不開示が1件であり、部分開示の決定のうち1件に対して審査請求がなされている。

審査請求については、現在古賀市個人情報保護審査会にて審議を行っていただいている。開示請求のほか、個人情報保護条例に基づく個人情報の訂正請求、削除請求、目的外利用等の中止請求及び是正の申出はなされていない。

今ご報告をした、審査請求がなされている開示請求については、6ページの8番である。子どもさんに対する就学支援委員会の調査審議の資料というところで、就学先を決めるに当たって、通常学級がいいのかあるいは特別学級がいいのかそういったことを判断の指標になるようなことを提言する委員会があり、そこで出た決定について、自分の子どもさんに対してそのような結果が出たのかという開示請求があり、それについて部分開示決定をしたところ、もっと開示をしてほしいという趣旨の審査請求を受けている。

会 長 11件というのは比較的多かったのか。

事務局 例年、職員採用試験の成績の開示請求が結構あるのだが、今回はそれがあまりなく、それ以外の個人情報の開示請求が多かったように思う。

会 長 8番については審査中ということで差し当たりそちらにゆだねる形になるかと思うが、それ以外に何か意見はあるか。

委 員 今までの事例がどうだったか記憶にないのだが、3番は、司法書士の印鑑の印影というのは職印の話であるか。

事務局 その通りである。

委 員 職印というのは不開示にあたるものか。

会 長 運用上、従来いかがであったか。

委 員 自分の記憶によると、古賀市であったかどうかわからないが、弁護士の職印が公開とまでは言えないけれども、不開示にすることはないという判断を、そのような審議をしたような記憶がある。古賀市の運用をお伺いしたい。

事務局 法人の印鑑と同じような位置づけで今は考えているところであるが、その取り扱いについて検討したことがなかったので、他の自治体でそのような事例があるのであれば、検討の余地があるのかなと考える。

会 長 基本的には法人の印影と同じような扱いを従来はしてきたということか。条例上は事業を営む個人ということになるのか。事業を営む個人の競争上地位とか財産権その他正当な利益を害する恐れがあるということであれば不開示ということになる。したがって司法書士の印鑑を開示するかどうかという判断なのかと思うが。

委 員 基本的に自分の作成した書類には押す。それが果たして競争上の地位に不利な影響を及ぼすというのはないと思うのだが。実際公的な書類には押すものなので、公開されているといえば公開されている。積極的な公開ではないが。

会 長 複製され悪用されるということか。

委員 積極的に公開しているものではないにしても、今後古賀市の方でどのように運用していくかを検討していただきたい。

事務局 今後事例等も見て検討をさせていただく。

会長 因みに8番の案件に関しては、まだ継続審査中という状況か。

事務局 審議自体は5月8日に終わっていて、正式な答申はまだ行われていないが、結論的なことは出ている。

不開示とした部分については、やはり個人に対する評価を含んでいて、それが開示されれば評価者は率直な評価をしづらくなるであろうというところで、主には認められた。しかしながら部分的に、事実だけを書いた評価の部分については塗らなくてもいいのではないかということになった。

また、この就学支援委員会の会議録そのものが最初は全体的に不開示という取り扱いを決定をしていたが、黒塗りの部分が多いとしても、会議録としては全体を出して、全体の中でどこが開示できないかということで請求者に提示すべきであろうというような意見をいただいている。

個人情報保護条例第14条第6号で審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるという理由で不開示を判断していたのだが、むしろ第4号の、個人に関する評価又は判断を伴う事務又は事業に関する情報というこちらの理由で、不開示とすべきであつたらうという意見をいただいている。

会長 本日の案件は以上となるが、その他事務局からあるか。

それではこれで第1回の審議会を終了する。